

第4回柳泉園組合・東村山市加入協議会会議録

1 開催日時 令和8年8月4日（火） 午後5時56分から午後6時39分まで

2 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室

3 会議次第

（1）報告事項

ア 幹事会における調査・検討内容の最終報告について

（2）協議事項

ア 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

（ア）4市における新清掃施設整備構想（案）について

イ 東村山市加入に伴う諸課題

（ア）加入負担金について

ウ 柳泉園組合・東村山市加入協議会協議報告書（案）について …※

エ 柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書（案）について …※

オ 東村山市の経費の負担に関する覚書（案）について …※

※ウ～オは、ア及びイの協議を踏まえ、協議事項として追加した。

（3）その他

4 出席者 会長 富田 竜馬（柳泉園組合管理者、東久留米市長）

委員 原田 ひろみ（清瀬市長）

委員 池澤 隆史（西東京市長）

委員 渡部 尚（東村山市長）

《事務局》

山下 一美（事務局長事務取扱助役）

米持 譲（総務課長）

上里 直樹（総務課庶務文書係長）

松本 賢一（総務課庶務文書係主査）

5 会議内容

【1 報告事項 ア 幹事会における調査・検討内容の最終報告について】

事務局 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱第6条第5項に従い、事務局より資料に沿って幹事会における調査・検討内容の最終報告を行った。

（第4回柳泉園組合・東村山市加入協議会資料、4市における新清掃施設整備構想（案）、4市における新清掃施設整備構想 概要版（案）、別紙1、別紙2、別紙3参照）

会長 幹事会における調査・検討内容の最終報告についてご質問、ご意見等あれば

伺う。

一 同 特になし。

【2 協議事項 ア 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項 (ア) 4市における新清掃施設整備構想(案)について】

会 長 4市における新清掃施設整備構想(案)及び同構想の概要版について、資料のとおり決定することに異議はあるか。

一 同 異議なし。

会 長 4市における新清掃施設整備構想(案)及び同構想の概要版について、(案)を取り、資料のとおりとする。

【3 協議事項 イ 東村山市加入に伴う諸課題 (ア) 加入負担金について】

会 長 令和8年7月1日に開催した第3回加入協議会にて、東村山市長より金額が提示された際には、支払いについての考え方を示すのが妥当であると言及されており、考えを示していただくようよろしくお願いします。

委 員 これまでの協議で加入負担金の額の決定をいただける運びとなり感謝する。
組合が計画されている新清掃施設整備事業におけるすべての施設が稼働する年度の前年度に、一括で支払いをさせていただきたいと考えている。

それを担保する意味で、現時点では、令和8年12月定例会での規約改正に併せて、加入負担金の債務負担の設定を行い、加入負担金のための基金を創設し、着実に積み立てを行い、準備を進めていきたいと考えている。

管理者をはじめ、各市長の皆様には是非ご理解をいただければと考えており、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長 このことについて、ご意見等あるか。

一 同 特になし。

会 長 加入負担金について、委員の発言も踏まえ、資料のとおりと決定することに異議はあるか。

一 同 異議なし。

会 長 加入負担金の額については、資料のとおり、40億1,688万円と決定とする。

【4 協議事項 ウ 柳泉園組合・東村山市加入協議会協議報告書(案)について】

事務局 柳泉園組合・東村山市加入協議会協議報告書(案)の資料に沿って説明を行った。

会 長 柳泉園組合・東村山市加入協議会協議報告書(案)及び同報告書の概要版は、資料のとおり決定することに異議はあるか。

一 同 異議なし。

会 長 柳泉園組合・東村山市加入協議会協議報告書(案)及び同報告書の概要版について、(案)を取り、資料のとおりとする。

【5 協議事項 エ 柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書（案）について】

事務局 柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書（案）の資料に沿って説明を行った。

会長 柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書（案）は、資料のとおり決定することに異議はあるか。

一同 異議なし。

会長 柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書（案）について、資料のとおりとする。

【6 協議事項 オ 東村山市の経費の負担に関する覚書（案）について】

事務局 東村山市の経費の負担に関する覚書（案）の資料に沿って説明を行った。

会長 東村山市の経費の負担に関する覚書（案）は、資料のとおり決定することに異議はあるか。

一同 異議なし。

会長 東村山市の経費の負担に関する覚書（案）について、資料のとおり決定する。

【7 その他】

会長 皆様から何かあるか。

委員 皆様へ一言お礼を申し上げたい。令和7年4月に加入について、協議の場の設定の申入れをさせていただいて以来、組合管理者や各市長をはじめ、組合助役、並びに組合や構成市の職員の方々など、多くの皆様に大変お世話になった。ようやく組合への加入をお認めいただけるという段階に至り、心から感謝申し上げます。

正式な加入には今後の協定締結や議会承認が不可欠であり、私どもとしても議会の皆様にご理解いただけるよう最大限の努力をしていく。

引き続き、組合及び構成市の皆様の特段のご理解、ご指導、ご協力をお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

会長 私からも関係市長、東村山市長をはじめ、関係職員の皆様におかれては、真摯に協議をしていただき感謝申し上げます。

本協議会にて一つの区切りを迎えたわけであるが、この後、協定の締結、各議会における議決が控えている。引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。